施行　平成２８年　４月　１日

島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領

（通 則）

1. この実施要領は、島根県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱及び島根県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業承継新事業活動支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（本事業の目的）

第２条　本事業は、中小企業者の事業承継を契機とした体制整備及び新たな取組に要する経費を補助することにより、事業承継及び事業承継後の後継者による経営基盤の確立を促し、もって地域経済の基盤となる小規模・中小企業者の事業維持に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者をいう。

⑵　この要領において「補助事業者」とは、本事業に係る補助金の交付決定を受けた商工会議所、島根県商工会連合会又は島根県中小企業団体中央会をいう。

⑶　この要領において「助成事業」とは、補助事業者からの助成の対象となる事業をいう。

⑷　この要領において「助成事業者」とは、助成事業を行う中小企業者をいう。

⑸　この要領において「後継者」とは、本事業の公募開始日の２年前から公募開始日の前日までの間に事業承継により既に事業を引き継いだ者をいう。

⑹　この要領において「後継予定者」とは、本事業の公募開始日から公募開始日の10年後までの間に事業承継により事業を引き継ぐ予定の者をいう。

⑺　この要領において「新事業活動」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第２条第６項に定める新事業活動をいう。

（実施機関）

第４条　助成事業に対する支援は、商工会議所、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会及び公益財団法人しまね産業振興財団（以下「実施機関」という。）が実施する。

２　実施機関のうち、補助事業者は、助成事業に要する経費について、補助金の範囲内において助成金（補助事業者が助成事業者に交付する助成金をいう。以下同じ。）を交付する。

（助成事業の区分及び内容）

第５条　助成事業の事業類型及び事業区分は、次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業類型 | 事業区分 |
| 体制整備型 | 事業承継計画策定・実施事業 |
| 人材育成事業 |
| 経営革新型 | 事業承継計画策定・実施事業 |
| 新商品新役務開発・収益力強化事業 |
| 販路開拓事業 |
| 人材育成事業 |

２　前項の事業類型及び事業区分の内容は、次のとおりとする。

　⑴　体制整備型

中小企業者が、後継予定者を中心とした経営体制を整備するために、経営者又は後継予定者を中心として取り組む次の事業

　　ア　事業承継計画策定・実施事業。

事業承継計画の策定及び実施（事業承継に必要な行政手続き、後継予定者の育成等）並びに後継予定者を中心とした経営方針（経営理念、経営戦略、経営計画、体制整備計画等をいう。以下同じ。）の策定を行う事業

イ　人材育成事業

後継予定者を中心とした経営体制構築のため、社内の幹部人材を育成又は確保する事業

　⑵　経営革新型

　　中小企業者が、経営の維持又は向上を図るために、後継者又は後継予定者を中心として取り組む新事業活動又は事業承継計画の策定若しくは実施であって、次に掲げる事業。ただし、次のイ、ウ又はエのいずれかを含む取組とする。

　　ア　事業承継計画策定・実施事業

　　　事業承継計画の策定及び実施（事業承継に必要な行政手続き、後継者又は後継予定者の育成等）並びに後継者又は後継予定者を中心とした経営方針の策定を行う事業

　　イ　新商品新役務開発・収益力強化事業

　　　新事業活動により新商品若しくは新役務の開発を行う事業又は収益力の強化を図る事業

　　ウ　販路開拓事業

　　　新事業活動に伴う販路開拓を行う事業

　　エ　人材育成事業

　　　新事業活動に必要となる社内の幹部人材を育成又は確保する事業

（助成事業の対象事業者）

第６条　助成事業者は、次の共通要件の全て及び助成事業の事業類型に応じた個別要件の全てを満たす中小企業者とする。

　⑴　共通要件

ア　みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の二分の一以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。

　　イ　島根県税の滞納がないこと。

ウ　応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

エ　公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第２条において規定する風俗営業など）でないこと。

　　オ　助成事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

カ　実施機関による支援体制が整っていること。この場合において、商工会による支援は、島根県商工会連合会による支援とみなす。

　⑵　個別要件

　①　体制整備型

ア　公募開始日から公募開始日の10年後までの間に事業承継を行う予定の者であること。

イ　事業承継推進員の確認を受けた事業承継計画を有すること。ただし、合併及び買収（以下「Ｍ＆Ａ」という。）を伴う事業承継の場合にあっては、当該Ｍ＆Ａに係る基本合意書若しくは最終契約の締結又は新設分割計画等の作成がなされていること。

　②　経営革新型

ア　公募開始日の２年前から公募開始日の10年後までの間に事業承継を行った者又は行う予定の者であること。

イ　本事業応募の後に事業承継を行う予定の者にあっては、事業承継推進員の確認を受けた事業承継計画を有すること。ただし、Ｍ＆Ａを伴う事業承継の場合にあっては、当該Ｍ＆Ａに係る基本合意書若しくは最終契約の締結又は新設分割計画等の作成がなされていること。

（助成事業の対象経費等）

第７条　助成事業の事業区分ごとの助成対象経費、助成率、助成限度額及び助成期間は、別表１のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は助成対象経費から除く。

（事業計画申請）

第８条　助成事業を実施しようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、事業計画申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、県が別に定める期日までに実施機関に提出しなければならない。

（申請書の取りまとめ）

第９条　実施機関は、前条による申請を受けたときは、事前調査票（様式第２号）を作成し、県が別に定める期日までに、申請書の写しとともに県へ送付する。ただし、当該実施機関が公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）であるときは、補助事業者を定めた上で送付するものとする。

２　前項の送付先は、浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡又は鹿足郡に住所又は主たる事業所若しくは工場を有する事業者に係る申請においては西部県民センター商工労政事務所とし、それ以外の事業者に係る申請においては商工労働部中小企業課とする。

（対象事業者の選定）

第10条　県は、前条第１項により実施機関から送付された申請書の写しを基に、別に定める審査委員会を開催し、予算の範囲内において助成事業者を選定する。

２　審査委員会は、助成事業の事業類型ごとに定める次の事項を総合的に勘案して審査を行うものとする。

　⑴　体制整備型

　①　現状分析の妥当性

ア　自社の経営状況、特徴、強みなど、現状を十分に把握しているか

イ　自社の体制上の課題を把握しており、取組の方向性は適切か

②　計画の適切性

ア　自社の状況から、実施する体制整備の具体的な内容は適切か

イ　取組内容が、事業者にとって実現可能なものとなっているか（実施体制・資金調達、関係法令順守等）

ウ　事業費の内容が明確で、体制整備の取組に必要なものとなっているか

③　経営の持続性

数値計画は妥当で、今後の経営継続が見込まれるか

　⑵　経営革新型

①　現状分析の妥当性

　ア　自社の経営状況、特徴、強みなど、現状を十分に把握しているか

イ　狙いとする市場や競争相手の特性を十分に把握しているか

②　ターゲット・狙いの適切性

ア　新事業のターゲットや狙いが明確か

イ　新事業が、市場のニーズやトレンドに合致しており、将来性が見込まれるか

③　競争力の有無

ア　新規性、革新性のある技術や手法を導入しているか

イ　競合する商品やサービス等に対して競争力があるか

④　計画の適切性

ア　事業内容の熟度が高く具体的で、目標を達成するために適切なものとなっているか

イ　取組内容が、事業者にとって実現可能なものとなっているか（実施体制・資金調達、関係法令順守等）

ウ　事業費の内容が明確で、新事業の実施に必要なものとなっているか

　⑤　経営者・後継者・後継予定者の姿勢

経営者・後継者・後継予定者は、新事業に前向きで、取組に対する熱意はあるか

３　県は、第１項の選定をする場合において、審査委員会の意見を受け、採択の条件を付し、又は申請金額より減額して採択することができるものとする。

（選定結果の通知）

第11条　県は、前条第１項の結果を、別に定める様式により、申請事業者及び関係実施機関に対して速やかに通知するものとする。

２　前項の実施機関が財団であるときは、第９条第１項ただし書で定めた補助事業者にも併せて通知するものとする。

（交付申請）

第12条　前条第１項の規定により採択の通知を受けた申請事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第３号）に関係書類を添えて、補助事業者に提出しなければならない。

２　前項の場合において、申請事業者は、第10条第３項により付された採択の条件及び金額に対して不服があるときは、交付の申請をしないことができる。

（交付決定の通知）

第13条　補助事業者は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第４号）を申請事業者に送付するものとする。

２　前項の場合において、補助事業者は、要綱に基づき補助金交付申請書又は変更承認申請書及び関係書類を県に提出し、承認を受けなければならない。

３　補助事業者は、第１項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第14条　申請事業者は、前条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から10日以内に補助事業者に書面をもって申し出なければならない。

（計画変更の承認等）

第15条　助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第５号）に関係書類を添えて補助事業者に提出し、その承認を受けなければならない。

⑴　助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうちいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。

⑵　助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア　助成目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

イ　助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

　⑶　助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（遂行状況報告）

第16条　助成事業者は、９月30日現在における助成事業の遂行状況について、事業遂行状況報告書（様式第６号）により10月31日までに補助事業者に報告しなければならない。ただし、９月１日から10月31日までの間に事業が終了した者又は終了する予定の者は除く。

２　補助事業者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく当該事業遂行状況報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、第18条の調査等に備えるものとする。

（実績報告）

第17条　助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第７号）を補助事業者に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第18条　補助事業者は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第15条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

（助成金の支払）

第19条　助成金は前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

２　助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（様式第８号）を補助事業者に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第20条　補助事業者は、第15条第１項の助成事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第13条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

⑴　助成事業者が、法令、本要領（本要領に基づき別に定める規定を含む。以下本条において同じ。）又は法令若しくは本要領に基づく補助事業者の指示等に違反した場合

⑵　助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

⑶　助成事業者が、助成事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

⑷　交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　補助事業者は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

（助成事業の経理等）

第21条　助成事業者は、助成事業の経理について、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日又は助成事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第22条　助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が30万円以上又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産に限る。以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳（様式第９号）を整え、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　助成事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、処分承認申請書（様式第10号）を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

３　補助事業者は、前項の規定による処分承認申請書の提出があったときは、事前協議書（様式第11号）により、県に協議しなければならない。

４　県は、前項の事前協議があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分等の適否等を補助事業者に回答するものとする。

５　補助事業者は、前項の通知に基づき、第２項の承認の適否を決定し、助成事業者に通知するものとする。

６　前項の通知により、処分等の承認があった場合において、当該取得財産等の処分等により収入があるときは、要綱により定める耐用年数を経過している場合を除き、補助事業者は、助成事業者にその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（効果報告）

第23条　助成事業者は、助成事業が完了した最終会計年度の終了後５年間又は事業承継により事業を引き継いだ年の属する会計年度のいずれか長い期間、毎会計年度終了後60日以内に実施効果報告書（様式第12号）により補助事業者に報告するものとする。ただし、当該事業承継により事業を引き継いだ年の属する会計年度が、助成事業が完了した最終会計年度の終了後10年間を超えるときは、報告の期間を助成事業が完了した最終会計年度の終了後10年間とする。

（書類の提出）

第24条　補助事業者は、助成事業者との間で別表２に定める書類を受領又は通知したときは、速やかにその写しを県に提出するものとする。

（事務費）

第25条　県は、本事業の助成金交付に伴い必要な事務費（助成事業のフォローアップに要する経費を含む。）を、第13条第１項の規定により交付決定された助成事業１件につき50千円を限度として補助事業者に交付することができる。

２　島根県商工会連合会にあっては、前項の事務を各商工会において実施する場合は、県が交付する額を限度として、島根県商工会連合会から各商工会に交付することができるものとする。この場合において、各商工会における事務費の使途は要綱に規定する経費でなければならない。

３　島根県商工会連合会は、前項の規定により各商工会へ事務費を交付する場合は、その使途の確認できる会計帳簿及び証拠書類の写しを取得するものとし、要綱の規定により５年間保存する収支の事実を明確にした証拠書類とともに保存しなければならない。

（普及広報費）

第26条　県は、補助事業者が行う本事業の普及のために必要な経費（以下「普及広報費」という。）について、予算の範囲内において交付することができる。

２　島根県商工会連合会にあっては、前項の普及活動を各商工会において実施する場合は、県が交付する額を限度として、島根県商工会連合会から各商工会に交付することができるものとする。この場合において、各商工会における普及広報費の使途は要綱に規定する経費でなければならない。

３　島根県商工会連合会は、前項の規定により各商工会へ普及広報費を交付する場合は、その使途の確認できる会計帳簿及び証拠書類の写しを取得するものとし、要綱の規定により５年間保存する収支の事実を明確にした証拠書類とともに保存しなければならない。

（雑則）

第27条　この要領に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附　則

　　この要領は、平成２８年　４月　１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年　９月１６日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２９年　２月１５日から施行する。

（経過措置）

２　島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領により交付決定された平成２８年度以前からの継続事業については、引き続き旧要領の規定を適用する。

（別表１）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 対象経費 | 助成率 | 上限額 | 下限額 | 助成期間 |
| 事業承継計画策定・実施事業 | 申請書類等作成経費後継者の研修経費情報購入費社員旅費・宿泊費専門家謝金・旅費委託費 | 対象経費の２分の１以内ただし、経営革新型のうち、中小企業等経営強化法に定める経営革新計画承認事業は３分の２以内 | １事業区分当たり１００万円、総額３００万円ただし、経営革新型のうち、中小企業等経営強化法に定める経営革新計画承認事業は、１００万円に実施する事業区分数を乗じて得た額に１００万円を加算した額で総額４００万円以内（この場合の１事業区分当たりの上限は２００万円） | 総額１０万円 | 事業採択日の属する年度の３月３１日まで |
| 新商品新役務開発・収益力強化事業 | 原材料費産業財産権取得費市場調査費機械器具リース費機械器具備品費レイアウト変更経費ＩＴ導入費社員旅費・宿泊費専門家謝金・旅費委託費 |
| 販路開拓事業 | 広報費展示会等経費県外店舗等借入費機械器具リース費ﾈｯﾄｼｮｯﾌﾟ出店経費雑役務費社員旅費・宿泊費専門家謝金・旅費委託費 |
| 人材育成事業 | 幹部人材の研修経費幹部人材募集経費社員旅費・宿泊費専門家謝金・旅費委託費 |

注：対象経費の詳細は別に定める。

（別表２）

|  |
| --- |
| 提出書類 |
| 交付申請書類一式（申請書、事業実施計画書、収支予算書）（第12条） |
| 交付決定通知書（第13条第１項） |
| 変更等承認申請書類一式（申請書、事業変更実施計画書、収支予算書）（第15条第１項） |
| 変更交付決定通知書（第15条第１項） |
| 遂行状況報告書（第16条第1項） |
| 実績報告書（第17条） |
| 助成額の確定通知書（第18条） |
| 助成金の交付決定取消通知書（第20条） |
| 実施効果報告書（第23条） |

（様式第１号）

年　　月　　日

（実施機関）　様

　住　所

事業者名及び代表者氏名　　　印

平成　　年度島根県事業承継新事業活動支援助成金事業計画申請書

島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第８条の規定に基づき、下記のとおり事業計画を申請します。

記

１　事業の内容　　　　　別紙　事業実施計画書のとおり

２　助成金希望額 　　　金 円

３　事業の経費の内訳　　別紙　事業収支予算書のとおり

４　事業承継計画の確認を受けた事業承継推進員の氏名

（事業承継計画の添付がある場合に限る。）

５　添付書類

・事業承継予定の場合は、事業承継推進員の確認した事業承継計画書の写し

・事業承継を終えている場合は、個人にあっては先代の廃業届及び後継者の開業届の写し、法人にあっては役員変更の官報公告又は役員等の選任決議の議事録の写しなどで、事業承継の事実が確認できるもの

・経営革新計画承認事業の場合は、その承認書類（申請時の別表を含む）の写し

　・申請直近２期の決算書

・個人事業主の場合は、住民票（申請時経営者のもの）。法人の場合は、履歴事項全部証明書

　・県税納税証明書

・企業概要（パンフレット等でも可）

事業（変更）実施計画書

１　実施主体の概要

|  |
| --- |
| * 企業名：
* 住所：
* 主たる事業所・工場の所在地：
* 代表者職・氏名：
* 承継前経営者の現在の職・氏名・年齢：　　　　　　　　　　　　（　　歳）
* 後継(予定)者の現在の職・氏名・年齢：　　　　　　　　　　　　（　　歳）
* 計画策定(中心)者：□経営者　□後継者　□後継予定者（いずれかにチェック）
* 業種（産業大分類－中分類）：　　　　　　　－
* 資本金・出資金（千円）：
* 常用雇用者数（人）：
* 企業規模：　□小規模　□小規模以外（いずれかにチェック）
* 電話番号・ファクシミリ番号：
 |

２　既存事業の状況について

|  |
| --- |
| 既存事業の状況（既存事業の外部環境・内部環境、自社の問題・課題等承継の対象となっている事業の現状を記載） |

３　申請事業の内容

|  |
| --- |
| 1. 申請事業のテーマ・事業名
 |
| ② 事業全体の実施期間（終了予定日のいずれかにチェック、記入）[開始予定日]　　　[終了予定日]※支払行為も完了していること　 交付決定日　から 平成　　年　　月　　日　まで |
| ③ 補助金・助成金の交付を受けた実績（申請事業者が、国・県等の補助金等を受けた過去３年間の実績。申請予定含む） |
| ④ 実施体制（体制整備型の場合は組織体制、経営革新型の場合は新事業の実施体制） |
| ⑤ 申請事業のポイント（体制整備型にあっては、取組が必要となる背景や取組の狙い等を記載。経営革新型にあっては、ターゲット、市場ニーズ、製品の市場性、他社と比較した優位性、販路の見込み等戦略的な狙いを記載） |
| ⑥ 申請事業の具体的内容（複数の事業区分を申請する場合は、事業区分ごとに記載。時期、委託先等との役割分担も記載） |
| ⑦ 申請事業の効果（取組により目標とする売上・利益目標等の定量的な効果やどのような優位性を獲得できるかといった定性的な効果を記載） |

４　実施スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 実施項目 | 実施時期 |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 事業承継計画策定・実施事業 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 新商品新役務開発・収益力強化事業 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 販路開拓事業 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 人材育成事業 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※実施時期は、矢印等により記載

※記入欄に過不足がある場合は、行を追加・削除して記載

５　数値計画　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位（千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 直近期末(　年　月期) | １年後(　年　月期) | ２年後(　年　月期) | ３年後(　年　月期) | ４年後(　年　月期) | ５年後(　年　月期) |
| ①売上高 |  |  |  |  |  |  |
| ②売上総利益 |  |  |  |  |  |  |
| ③営業利益 |  |  |  |  |  |  |
| ④営業外費用 |  |  |  |  |  |  |
| 経常利益(③-④) |  |  |  |  |  |  |
| 伸び率（％） | － |  |  |  |  |  |
| ⑤人件費 |  |  |  |  |  |  |
| ⑥減価償却費 |  |  |  |  |  |  |
| 常用雇用者数 |  |  |  |  |  |  |
| 付加価値額（③＋⑤＋⑥） |  |  |  |  |  |  |
| 伸び率（％） | － |  |  |  |  |  |

　　※取組の実施期間にあわせ、最長５年後まで記入。３年後までの記入は必須。

　※経営革新計画承認事業の場合は記入不要

　※経常利益＝営業利益－営業外費用

　※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費



事業承継計画書≪法人≫



事業承継計画書≪個人事業主≫







（様式第３号）

年　　月　　日

（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請事業者）

　住　所

事業者名及び代表者氏名　　　印

平成　　年度島根県事業承継新事業活動支援助成金交付申請書

島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第12条第１項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

１　事業の内容　　　　別紙　事業実施計画書のとおり

２　助成金交付申請額 　　金 円

３　事業の経費の配分、内訳　　　　別紙　事業収支予算書のとおり

４　事業完了予定期日　　　　年　　　月　　　日

（様式第４号）

年　　月　　日

（申請事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（補助事業者）

　住　所

補助事業者代表者　　　　　印

平成　　年度島根県事業承継新事業活動支援助成金交付決定通知書

　平成　　年　　月　　日付けで申請のありました島根県事業承継新事業活動支援助成金については、島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第13条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

１．助成金の交付の対象となる事業の内容は、助成金交付申請書別紙の「事業実施計画書」に記載のとおりとします。

２．助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりとします。なお、助成対象経費及び助成金の額の配分は、助成金交付申請書別紙の「事業収支予算書」に記載のとおりとします。

　助成事業に要する経費　　　　　　　　　円

　助成対象経費　　　　　　　　　　円

　助成金の額　　　　　　　　　　円

３．助成事業は、島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領及び事業承継新事業活動支援助成金利用の手引きの定めるところに従わなければなりません。これらの規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消等がなされる場合があります。

４．交付決定の条件（条件を付する場合のみ）

（様式第５号）

年　　月　　日

（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請・助成事業者）

　住　所

事業者名及び代表者氏名　　　印

平成　　年度島根県事業承継新事業活動支援助成金変更等承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第15条第１項の規定により申請します。

記

 １．変更の内容

 ２．変更（中止・廃止）の理由

　３．変更が助成事業に及ぼす影響

　４．変更後の助成事業に要する経費　　別添　変更収支予算書のとおり

　　　（変更前後の比較ができるよう、変更部分を二段書き（変更前を上段に括弧書き）し、変更収支予算書を作成すること。）

　５．中止の期間・廃止の時期（中止・廃止の場合に限る。）

※登録要件の変更（代表者変更など）の場合は、変更内容が確認できる書類（開業・廃業届の写し、履歴事項全部証明書、役員変更の官報公告等）を添付のこと

（様式第６号）

年　　月　　日

（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請・助成事業者）

住所

事業者名及び代表者氏名　　　　印

平成　　年度島根県事業承継新事業活動支援助成金に係る事業遂行状況報告書

 平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記助成事業について、島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第16条第１項の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

１　事業名

２　事業の支出状況　　　別紙　事業収支決算書のとおり

３　事業の遂行状況

（１）実施項目の遂行状況

（２）今後の見通し

（様式第７号）

年　　月　　日

（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請・助成事業者）

住所

事業者名及び代表者氏名　　　　印

平成　　年度島根県事業承継新事業活動支援助成金に係る実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記事業について、島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第17条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

１　助成金実績額　　　　　金 円

２　事業実施状況　　　　　別紙　事業実施報告書のとおり

３　事業の経費の配分、内訳

　　別紙　事業収支決算書のとおり

４　事業完了日　　　　年　　　月　　　日

※取得財産等のある場合、「取得財産等管理台帳」の写しを添付のこと

事業実施報告書

１　事業全体について

|  |
| --- |
| 1. 事業テーマ
 |
| 1. 事業全体の実施日程

〔開　始　日〕 　　　　　　　〔終　了　日〕平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 |

２　助成事業の実績概要

|  |
| --- |
| 1. 実施結果

（実施項目ごとの取組内容を記載。当初計画から変更点があれば変更内容・経緯等も記載） |
| 1. 事業上の目標達成状況
 |
| 1. 今後の展開及び課題
 |

３　添付書類

直近１期の決算書（申請時又は遂行状況報告時に提出したものと同一の場合は不要）



（様式第８号）

年　　月　　日

　（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請・助成事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

事業者名及び代表者氏名　　　　印

平成　　年度島根県事業承継新事業活動支援助成金精算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記事業について、島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第19条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 事業の種別　　　　　　　　　　年度事業

２．交付決定額　　　　　　　　　　円

３．請求額　　　　　　　　　　　　円

添付書類　　振込口座登録届出書（提出済の場合は不要）【別紙】

振込口座登録届出書（　新規・変更　）

年　　　月　　　日

　（補助事業者）　様

住　所

社　名

役　職

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

１、振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行 |
| 支店名 | 支店 |
| 支店コード |  |
| 預金種別 | １．普通　　２．当座　　 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義（カナ） |  |

（様式第９号）

取　得　財　産　等　管　理　台　帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額（税抜） | 取得年月日 | 保管場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

(注)・対象となる取得財産等は、取得価格が30万円(税抜)以上、効用の増加価格が50万円以上(税抜)の機械、器具、備品及びその他の財産

・数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。

・取得年月日は、検収年月日を記載のこと。

（様式第10号）

年　　月　　日

　（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請・助成事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

事業者名及び代表者氏名　　　　印

島根県事業承継新事業活動支援助成金取得財産等の処分承認申請書

平成　　年度島根県事業承継新事業活動支援助成金により取得した財産等を、下記のとおり処分等したいので、島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第22条第２項に基づき、申請します。

記

　　１．品目及び取得年月日

　　２．取得価格及び時価

　　３．処分の方法

　　４．処分の理由

　　５．取得財産の写真・図面等　　別添のとおり

（様式第11号）

年　　月　　日

　　島根県知事　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

（補助事業者代表者）　　　　印

島根県事業承継新事業活動支援助成金に係る取得財産等処分に関する事前協議

島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第22条第２項に基づき、取得財産等の処分承認申請書の提出がありましたので、同条第３項の規定により、事前協議します。

記

　　１．助成事業者からの申請の内容 　　別添写しのとおり

　　２．処分に対する意見

（様式第12号）

年　　月　　日

　（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請・助成事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

事業者名及び代表者氏名　　　　印

平成　　年度島根県事業承継新事業活動支援助成金実施効果報告書

島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第23条に基づき、平成　　年度に実施した下記事業の効果について、前年度の状況を下記のとおり報告します。

記

　　１．実施事業の区分

（１）事業類型　　□体制整備型　　□経営革新型

（２）事業区分　　□事業承継計画作成・実施事業

　　　　　　　　　□新商品新役務開発・収益力強化事業

　　　　　　　　　□販路開拓事業

　　　　　　　　　□人材育成事業

（３）取組のテーマ・事業名

２．事業承継の状況　□事業承継実施済　　（承継日：平成　　年　　月　　日）

　　　　　　　　　　□事業承継計画実施中（承継予定時期：平成　　年　　月頃）

　　　　　　　　　　□事業承継計画未実施（理由：　　　　　　　　　　　　　　）

　　３．取組の効果

　　（１）現状・成果（体制整備型は経営状況。経営革新型は取り組んだ新事業の状況）

　　（２）今後の展開・対策

　　４．売上・利益・付加価値額の状況　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 申請直近期(　　年　月期) | １年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 |
| 売上高 |  |  |  |  |  |  |
| 経常利益 |  |  |  |  |  |  |
| 付加価値額 |  |  |  |  |  |  |

※経常利益＝営業利益－営業外費用　　　※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

　５年を超える期間の報告を要する場合は、記入欄を追加すること